

吹田市市民自治推進委員会

委員様

吹田市で、「吹田市民の意見の提出に関する条例」第3条により、吹田市立消費生活センター条例及び同条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集が行われました。

結果は、同封の書面のとおり反対の意見しかありませんでした。しかし、吹田市は、今議会で、そのままの案を強行採決しようとしているため、「吹田市民の意見の提出に関する条例」第12条第1項の規定により、吹田市市民自治推進委員会に苦情を申し出ます。時間がありません。宜しく願いいたします。

なお、吹田市は、そればかりか、「吹田市は、パスポートセンターを現在のさんくす三番館の消費生活センターの場所に設置するために、消費生活センターをさんくす一番館に移転させることにしていましたが、さんくす一番館の耐震性が、「大きな地震で倒壊・崩壊の危険性大」であったことを昨年11月に後から思い出し、慌てて消費生活センターの移転を取りやめ、現在の消費生活センターの場所をパスポートセンターと消費生活センターの相部屋にするために、理由をこじつけ、消費生活センターの貸会議室を廃止するために急遽、条例等の改正することにした」ということを隠しています。貸会議室の利用は減っていません。

また、意見募集案件の内容であるにもかかわらず、意見募集案件の対象外として、その事実の要旨を書いた提出意見を、吹田市は恣意的にホームページに掲載をしませんでした。

吹田市が、そのようなことをしてまで、今年11月のパスポートセンター設置を急ぐ理由は巷でいわれているとおりの現市長の来年4月の市長選のためです。